



諮問第 153 号

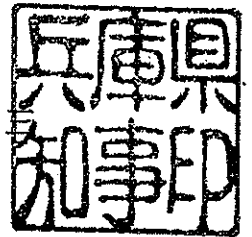
兵庫県環境審議会

「地域気候変動適応計画」の基本的事項について（諮問）

平成 30 年 6 月 13 日に「気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）」が制定されたことから、現行の「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」（平成 29 年 3 月策定）を見直し、同法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を策定するため、当該計画の基本的事項について諮問します。

平成 31 年 3 月 28 日

兵庫県知事 井戸 敏



〔諮問理由〕

県は、平成 29 年 3 月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に、県として当面の間、取り組むべき施策の方向性を示す「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」を盛り込み、この基本方針に基づく様々な施策を展開している。

平成 30 年 6 月 13 日に「気候変動適応法」が制定され、同法第 12 条で地方自治体に「地域気候変動適応計画」の策定が求められたことから、県としても、国の「気候変動適応計画」（平成 30 年 11 月 27 日閣議決定）を勘案し、地域の実情に応じた「地域気候変動適応計画」を新たに策定する必要がある。

そこで、現行の適応策基本方針を見直し、同法に基づく「地域気候変動適応計画」を策定するため、当該計画の基本的事項について意見を求める。